令和７年第３回定例会（第１号）

令和７年９月８日（月曜日）午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　常任委員会報告
日程第　４　出納検査報告
日程第　５　一般質問
追加日程第１　発言取消の申出の件

○出席議員（１４名）

議　長	１４番	木　下　　敏	副議長	１３番	川　村　主　税
	１番	澤　出　明　宏		２番	神　崎　和　枝
	３番	江　口　勝　幸		４番	青　山　金　助
	５番	川　上　弘　一		６番	佐々木　陵　二
	７番	田　村　敏　郎		８番	稲　垣　明　美
	９番	中　川　友　規		１０番	平　松　俊　一
	１１番	上　野　武　彦		１２番	池　田　誠　悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　　長　杉　原　　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副　町　長	工　藤　　稔	統　括　監 （行財政改革担当） 兼財政課長	青　山　栄久雄
統　括　監 （公共施設整備担当） 兼都市住宅課長	川　島　篤　実	総　務　課　長	中　村　雄　司
情報防災課長	村　上　宏　樹	政策推進課長	笠　原　泰　之
税　務　課　長	池　田　　晃	会　計　課　長	佐々木　宏　美
住　民　課　長	福　川　晃　也	環境生活課長	村　山　徳　收
福　祉　課　長	谷　口　真　樹	子育て支援課長	川　崎　惠　子
健康推進課長	竹　内　圭　介	商工労働観光課長	岩　上　　剛
農林水産課長	松　本　博　和	土　木　課　長	赤　石　　旭
上下水道課長	庭　田　昌　輝		

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教　　育　　長　　侶　楼　　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育監兼教育総務課長	磯場嘉和	学校教育課長兼学校給食センター長	柴田　憲
生涯教育課長	花巻　亘	スポーツ振興課長	髙橋雅貴

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事　務　局　長　　福永崇弘

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監　査　委　員　　永田英利

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書　　記　　長　　中村雄司

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

８番　　稲垣明美　　９番　　中川友規

午前１０時００分　開議

開　議　宣　告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和７年第３回七飯町議会定例会を開会いたします。

町　長　挨　拶

○議長（木下　敏）　日程に入る前に、今期定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

杉原太町長。演台でお願いいたします。

○町長（杉原　太）　議員の皆様、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和７年第３回七飯町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様に御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、８月１９日から２１日にかけて発生した大雨による被害では、大沼に降った８月の日降水量で、４８時間降水量、７２時間降水量が観測史上１位を更新し、８月３１日現在の被害額が約２億８，０００万円となりました。

既存予算並びに専決処分による緊急対応のほか、今後、本格復旧に向けた事業費の精査次第、追加で補正予算を提出する予定でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、北海道カントリークラブ大沼コースが今年で開業から６０周年を迎え、８月２８日から３１日までの４日間、ニトリレディースゴルフトーナメントが初開催されました。優勝者には、副賞として、七飯町より大沼黒牛詰め合わせセットを贈呈いたしました。

次に、本定例会に提出いたします議案は、同意２件、専決処分の承認１件、条例の一部改正３件、財産の取得１件、規約変更３件、補正予算４件、諮問２件、報告３件、認定６件の合計２５件でございます。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　町長の挨拶を終わります。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

８番　　稲　垣　明　美　議員

９番　　中　川　友　規　議員

以上、２議員を指名いたします。

日程第２

会期の決定

○議長（木下　敏）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月２６日までの１９日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月２６日までの１９日間と決定いたしました。会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

諸　般　の　報　告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第１２１条の規定により、本会議に出席を求めた説明員は、その職・氏名を印刷

して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３

常任委員会報告

○議長（木下　敏）　日程第３　総務経済常任委員会報告を求めます。

澤出委員長。

○総務経済常任委員長（澤出明宏）　委員会報告第１２号、総務経済常任委員会報告書。

令和７年６月６日、第２回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和７年８月２２日。

七飯町議会議長　木下敏様。

総務経済常任委員会委員長　澤出明宏。

記。

【所管事務調査事項】

・農業振興について。

・町営牧場の運営について。

令和７年６月６日、７月３０日、８月２２日の３日間、委員会を開催し、農林水産課長の出席を求め、提出資料に基づく説明の聴取及び現地調査を行った。

・農業振興について。

1、調査の目的。

町内の農業生産状況や農地・農道・用排水路の保全管理を目的とした多面的機能支払交付金事業、七飯町集出荷予冷施設の運営状況について調査を行った。

２、調査の方法。

町内の農業生産額、多面的機能支払交付金事業の町内各地区における運営状況、七飯町集出荷予冷施設の運営状況に関する資料の提出を求め、農林水産課長への聴取を行った。

３、町内の農業生産状況について。

過去５年間の農業生産状況では、米の生産人口が令和２年度から令和６年度にかけて２３戸減少しており、高齢のために離農する農業者や、米から野菜へ生産品目を転換する農業者が増えていることが理由として挙げられ、野菜生産出荷組合員数についても、令和２年時点の１６１戸から令和７年時点では１４２戸と１９戸減少している。

また、花卉、果樹、肉用牛の生産人口においては、ほぼ横ばいとなっているものの、生乳の生産人口においては２３戸から１５戸へと８戸減少し、併せて生産量も減少となっている。詳細については＜表１＞のとおりである。表１を御参照ください。

４、多面的機能支払交付金事業について。

当事業は、農業農村が持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に対する支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するため、平成２６年度から平成２８年度の間に事業を開始した町内八つの農地管理組合が実施する農道の維持管理や補修、農地ののり面草刈り、水路の泥上げや補修などに対して補助を行い、地域資源の保全や資質の向上を図ることを目的とした事業である。

令和６年度の補助金額は約６，９４９万円となっており、負担率は国５０％、北海道２５％、町２５％となっている。各組合への補助金は、管理する農地面積と農地の種類に応じた交付額となっている。

活動内容は、農道や用排水路の維持補修工事、大雨災害対策として農道整備や沈砂地等の維持管理、農地周辺の草刈り作業や景観美化活動として花の植栽を行っており、そのうち補助金の約３割を草刈り作業や植栽活動に充て、活動している組合も存在している。詳細については＜表２＞のとおりである。表２を御参照ください。

委員からは、草刈り作業や植栽活動に対する日当支払いについて、今後再精査し、各組合との協議を進めることや、管理エリアの小さな組合は他の組合と比べ補助金額が少額となり、農道や用排水路の維持補修や工事施工を十分に行うことが難しい状況であるため、それら課題を

役場組織全体で情報共有し、政策的に今後の方向を決めていくべきではないかとの意見があり、農林水産課長から、今後は各組合と有意義な補助金の使い方を検討し、再編についても協議を行うなど、関係部署も含めて検討を進めていきたいとの回答があった。

５、七飯町集出荷予冷施設の運営状況について。

（１）施設の概要について。

旧施設は、ホクレンが所有する道南地区野菜生産広域流通加工施設として、昭和５３年度に峠下地区に建設され、その後、平成１４年度に新函館農業協同組合へ移管し、東地区野菜真空予冷施設として、新たに真空予冷装置、予冷庫等を設置し利用していた。その後、施設の老朽化やフロンガスの使用規制により、令和２年度には施設が使用できなくなる状況であったため、平成２６年度に新函館農業協同組合並びに七飯町野菜生産出荷組合より、新施設建設の協力について要請を受け、当町が平成３１年３月に中島地区に新たに建設し、同年４月から指定管理者制度を活用し稼働している。

施設内には、真空予冷装置と製品予冷庫、製品保冷庫を設置しており、真空予冷装置によって青果物を短時間で冷却し、鮮度が高く品質の優れた青果物を道内外へ出荷することが可能となっている。詳細については＜表３＞のとおりである。表３を御参照ください。

（２）整備の概要について。

国の交付金事業を活用し、総事業費約２４億円をかけ、平成２８年度から平成３０年度にわたり整備を行っている。詳細については＜表４＞のとおりである。表４を御参照ください。

（３）事業費の償還等について。

総事業費約２４億円のうち、国からの交付金約１１億2，２００万円を除いた約１２億7，７００万円は、当町が事業実施主体となったことから、優位な財源措置等を受けることで、施設利用者の負担軽減が図られ、起債元金、利子額、一般財源を合わせた町支出額に基づき算出される新函館農業協同組合の負担額は、約７億２，０００万円となり、平成３１年度に締結した覚書により、年額約３，６００万円を２０年間にわたり町に納付することとなっている。

また、当事業実施に併せて当町が施設所有者となっているが、新函館農業協同組合が事業実施主体となり、施設所有者となった場合に想定される固定資産税は２０年間で約３億円となるが、基幹産業の一つである農業を振興し、農業者への支援が必要であることから、当町が施設所有者となり負担額軽減を図っている。

（４）利用実績及び事業収支について。

延べ利用者数は、令和４年度から令和６年度にかけて約１５％減少しており、利用数量も約４％減少している。取扱品目の上位３品目は、上位から長ネギ、大根、ニンジンと変動がなく推移している。事業収支について、収入となる施設利用料が減少しているが、支出となる施設維持管理費も減少していることから、事業収支はほぼ横ばいとなっている。施設利用者から徴収する施設利用料は、出荷製品１ケース当たり６０円（税抜）を徴収しており、以前峠下地区にあった真空予冷施設では４０円（税抜）としていたため、料金は１．５倍上昇となっている。

（５）土地利用構想について。

当施設指定管理者である新函館農業協同組合は、新野菜広域流通施設土地利用構想計画を策定し、当施設敷地内に広域営農センターを建設する予定となっているが、令和３年１２月に当町に対し、計画遅延文書が提出されており、現時点では、令和９年度から令和１１年度にかけての建設予定となっている。

委員からは、土地利用構想の計画遅延について、策定された計画がしっかりと遂行されるよう、町長も含め相手方に対し働きかけていくべきであるとの意見があり、農林水産課長から、日頃から相手方とは情報共有や協議を行っているが、今後は進捗状況等について、町長と情報共有していきたいとの回答があった。

６、まとめ。

農業生産者の減少に伴う遊休農地の拡大が懸念されることから、農業生産を今後も続ける農業者の農地利用を促進させる必要があるが、多

面的能支払交付金事業の各組合の管理エリアについては、現在組合員が管理している地域の農地利用だけでなく、隣接する地域の農地利用も考えられるため、町内全体で十分な整備が図られるよう、現在の管理エリアの見直しや再編を検討するべきである。

また、近年では豪雨災害等が頻繁に発生している状況から、今後も農業被害の拡大が懸念され、農地の土砂流出や用排水路の越水による道路封鎖など、住民生活への被害へ発展するおそれもあることから、農道並びに用排水路の維持補修工事や大雨災害対策として農道整備、沈砂地の維持管理、水路の泥上げなどを日頃から実施することが重要となっている。

以上のことから、当事業の補助金の使途や活動内容、管理エリアの再編については、町の重点課題として捉え、早急に見直しを図るべきであり、遊休農地対策や災害対策の視点からも役場組織全体で政策的に議論し、検討するべきである。

七飯町集出荷予冷施設は、当町の農業振興を図る目的から、国の交付金事業を活用し、総事業費約２４億円をかけて整備を行った施設であるが、施設利用者の生産基盤拡大や負担軽減を図るために、当施設の施設利用料が少額でも低減されることが求められるため、理事者においてはその趣旨を理解し、施設利用料の低減に対し要請することを強く望む。

・町営牧場の運営について。

１、調査の目的。

町営牧場の運営について、管理施設や作業車両、草地管理や作業内容について調査を行った。

２、調査の方法。

町営牧場の運営状況として、管理施設や作業内容、荘知里管理消耗品品等の購入・使用状況、入牧頭数や運営経費に関する資料の提出を求め、農林水産課長への聴取を行った。

３、町営牧場の運営について。

町営牧場は、町内外から牛や馬などの家畜等を預かり育成する牧場であり、４人の牧夫が日常業務として、放牧頭数の確認や個体異常の発見、発情確認や獣医師の診療対応等を行っている。

また、定期業務として、薬剤散布や施設内清掃、草地管理業務として、牧草の育成を促すための草刈り作業や肥料散布作業を行っている。詳細については＜表５＞のとおりである。表５を御参照ください。

また、草地管理消耗品等の購入・使用状況について、過去３年間の実績を確認した結果、令和４年度及び令和５年度の秋期に散布する肥料が、事務手続上の理由により、必要量が購入されていなかったことを確認した。農林水産課長からは、必要量が購入できなかったことに対する謝罪と、令和６年度からは必要量を購入し、適正に草地管理を行っているとの回答があった。詳細については＜表６＞のとおりである。表６を御参照ください。。

委員からは、牧場内の雑草対策に使用している除草剤は、従来の製品を使用しているが、町内の酪農家ではあまり使用されていないことから、効果が期待できる製品を使用しなければ今後の草地管理への影響が大きいとの意見があり、農林水産課長からは、町内の酪農家が使用しているものを参考に、雑草対策に有効な製品を使用していきたいとの回答があった。

４、まとめ。

草地管理業務における牧草の草刈り作業機械はモアコンディショナーを使用しているが、障害物のある個所やのり面等の作業には不向きであるため、それらの作業が可能な機械であるブームモアにより作業を行うことで、牧場展望台周辺や道路の路肩やのり面の草刈り作業も可能となることから、これまで以上に牧場周辺の景観維持に努めていくことを望み、委員会報告とする。

以上です。

○議長（木下　敏）　以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

以上で、常任委員会報告を終わります。

日程第４

出納検査報告

○議長（木下　敏）　日程第４　出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神﨑監査委員。

○監査委員（神﨑和枝）　監査報告をいたします。

９月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、５月、６月、７月分の３か月分です。５月分につきましては６月２５日、２６日、２７日、３０日、６月分につきましては７月２８日、２９日、３０日、３１日、７月分につきましては８月２５日、２６日、２７日、２８日に行っております。

会計課長及び上下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が釣銭を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

以上です。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

日程第５

一般質問

○議長（木下　敏）　日程第５　一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　おはようございます。

傍聴にお越しの皆様、動画配信を御覧の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、大綱３問、一般質問を行いたいと思います。

１問目であります。

町内の環境保全活動についての質問です。

昭和３２年から七飯町として町政を施行しておりますが、それ以前からもインフラの整備や公共施設の建設を進めてきており、いずれのものも順次更新し、新設や増設を行ってきましたが、これからは簡単に進まないと思います。

また、最近は暑さ続きで害虫の発生や雑草の繁茂など、生活圏の中での諸問題も増えており、人口減少とは裏腹に役場に寄せられる苦情件数は増えて、これからは従来の行政体制だけでは対応し切れないように感じます。

ライフラインや公共施設の更新は、役場でなければできない事業ですが、生活圏内の軽微な問題処理、それは、そこで暮らす住民の手によって対処できる体制が整っていれば迅速に初期対応を開始でき、被害の拡大を抑えることも可能となると考えます。

また、総合計画の中でも「開かれた協働のまちづくりの推進」を施策の一つに掲げておりまして、問題は、誰がその作業に当たるかであります。発生した諸事に対応できる自治会もあれば、自治会組織そのものが消滅している地区もあるので、問題解決は容易ではないと考えます。

そこで、以下の点について伺います。

現在、町民から寄せられる軽微な問題が発生したときの対応についてが１点目。

２、町内会等に委託できる環境保全事業について。

３、シルバー人材センターとの共生について。

４、町内会組織のない地域について。

５、町道と生活道路の管理区分について。

６、町発注工事参加事業者の経営事項審査の社会貢献事業について。

７、ボランティアポイント制度のさらなる推進について。

８、マイナンバー制度を利用したボランティアポイント制度の推進事業について。

９、学校周辺の環境保全における児童生徒の実習活動についてであります。

よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、私から１点目、２点目についてお答えいたします。

１点目でございますが、町民から軽微な問題の相談をいただいた場合、生活環境に係るものとして、町が管理する土地及び施設等に関するものについては、各担当課で処理いたしますが、町に属さない土地及び施設等についてでは、環境生活課で内容を確認し対応しております。

例えば、私有地の空き地の草刈り、立木の剪定、蜂などの害虫の発生及び砂利道の私道の補修などがあります。

その対応といたしましては、基本的に土地建物の所有者もしくは使用者が対応するもののため、町が現地を確認し、土地所有者などに適切な対応をお願いする連絡を実施しております。

なお、私道が通行できない状態であり、生活に支障が生じると判断した場合は、町直営で砂利の補充と転圧等を行うなど、対応も実施しております。

２点目についてでございますが、１点目でお答えした軽微な問題の中には、町会等との協働により対処可能な問題もあり、七飯町活力のあるまちづくり推進事業補助金の活用により、地域で迅速に解決できるものもあると勘案されることから、まずは七飯町活力のあるまちづくり推進事業を利用していただくことで対応しており、町内会等に委託する環境保全事業は考えていないものであります。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　３点目のシルバー人材センターとの共生ということについてですが、近年における当該センターの現状としましても高齢化が進む一方で、人員の確保が困難な状況にございます。

このことから、従来までの行政が発注する環境整備に係る委託業務が円滑に受託し切れないといった課題も伴っているのが実態となっております。これは、当町に限ったものではなく、全国的に同様の事象が引き起こっているため、国、都道府県、市町村がこれらの課題に向けた対応策を検討していかなければならないものと捉えております。

御質問にあります環境保全活動に係るシルバー人材センターとの共生については、今後、ますます厳しさを増していくものと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　４点目についてでございますが、町内会組織がなくても、街灯やごみステーションの管理等をその地域で行っており、個別の問題についても各担当課において対応しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　土木課長。

○土木課長（赤石　旭）　それでは、私から５点目、６点目についてお答えいたします。

初めに、５点目の町道と生活道路の管理区分についてですが、生活道路は土木課で管理している生活環境道路としてお答えします。

土木課では、議会において議決いただいた上で認定している町道と、一定の基準を満たした町有道路を生活環境道路として認定したものを維持管理しており、主な維持管理内容は、道路の補修、排水路の清掃、草刈り、除雪等となっております。

なお、令和７年３月３１日現在で、町道は６１１路線、総延長約３２０キロメートル、生活環境道路は１５路線、総延長約４．２キロメートルとなっております。

○議長（木下　敏）　福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹）　それでは、私からは７点目と８点目についてお答えいたします。

まず、７点目のボランティアポイント制度のさらなる推進についてですが、当町のボランティアポイント事業は、平成２６年２月から社会福祉協議会に委託し実施しております。

要綱において規定している対象となるボランティア活動は、町や社会福祉協議会が実施する事業に参加する活動、介護予防や福祉に資する活動のほか、商工振興や教育振興などに関わるボランティア活動となっており、これらのボランティア活動に参加した場合、１時間未満１ポイント、１時間以上２ポイントを付与し、１０ポイントにつき１，０００円分のアップル商品券と交換することができます。

御質問がありました生活圏域での雑草除去等の軽微な問題処理については、ボランティアポイント制度ではなく、七飯町保健福祉在宅サービス条例に規定している地域要援護者支え合い事業における地域活動促進事業において、町内会等の団体が景観づくり活動として、草刈りやごみ拾いなどを行った場合に、年間５，０００円を支給しており、令和６年度の実施団体は４３団体となっております。

このほか介護保険制度における介護予防日常生活総合支援事業において、高齢者世帯と要援護者世帯に対して、有償ボランティアによる個人宅の草取りやごみ捨てなどの支援を実施しており、令和６年度の実施件数は２５０件となっております。

両事業ともボランティア制度と同様に、社会福祉協議会に委託し実施しており、今後においても社会福祉協議会と共同し、ボランティア等の住民活動を推進してまいります。

続いて、８点目のマイナンバー制度を利用したボランティアポイント制度の推進事業については、デジタル庁が推進しているマイナンバーカード１枚で様々な行政サービスが受けられるマイキープラットフォームを活用した市民カード化構想において事業化することが考えられますが、現時点では、自治体の図書館サービスのみが対象であり、その他の活用については、モデル事業として実施されている段階であります。

町といたしましては、他市町の導入状況を調査・研究しながら、ＩＣＴの活用について、今後検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　９点目でございますが、町立学校においては、地域や学校の実態に応じて、教科の枠を越えて、特定の主題について横断的・総合的な学習を行う「総合的な学習の時間」を実施しており、その中では環境教育が行われております。

環境の保全については、子どもたちの関心も高く、ＳＤＧｓやリサイクル、節水などいろいろなテーマで授業・研究が行われており、実習活動といたしましては、例えば大中山中学校では、地域へのプルタブ収集の呼びかけ及び回収を行い、これまでにも車椅子を町内施設に寄贈してきているほか、その他の学校におきましても清掃活動、また、授業とは別に学校行事やボランティア活動として地域のごみ拾いなどが行われております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

再質問を順次行っていきたいと思います。

１点目の町民からいろいろな、例えば毛虫が出たとか、そういうことには環境生活課、物によっては土木課が対応していくということなのでしょうけれども、かなり細いことまで直接役場に来るものですから、いいのか悪いのかという表現がちょっとあれなのですけれども、私個

人の考えとしては、できればそこに住んでいらっしゃる方たちである程度のことはすると。

町の総合計画にもそういう書き方をされていますよね。住民参画のまちづくりを目指しますという中に、「住民と行政、議会が協力し合い、自ら考え行動する住民主体のまちづくりが求められると、そして地域の課題を自ら解決することができる自治の地域づくりを進めていく必要があります」という書き方をされています。

これは何年も前からなのですけれども、それが具体的にどう進展しているかといえば、実際問題、尻すぼみといいますか、町内会が元気だった頃はある程度町内会で進んでやっていたのですが、なかなか町内会の活動自体も衰退してきていると。高齢化してきているというか、参加してくれる方たちがいなくなってきていると。

そういうときに、今、町としてのこれからの１０年間を決めるということなので、まず、細かいところから聞いていこうということで、今回９点を質問させてもらっています。

再答弁を求めたいのは、具体的に、例えば広報誌とかに、こういうときには町内会で対応してくれるとか、くれないと。町内会によっても違うのでしょうけれども、一義的に何でも役場に来るというのがどうなのかなと思うのです。開かれた役場で、役場が事細かに対応しくれるのはいいのですけれども、そういうことに暴殺されている時期もありますよね、きっと。あまり言いたくはないのでしょうけれども、その辺をワンクッション、地域のほうでやるということを、もともと目指しているのであれば、この辺の考え方を具体的に載せるべきではないのかということで、１点目、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

まず、１点目お願いします。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　佐々木陵二議員。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

議会運営委員会を開きます。

午前１０時３９分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

青山金助議員より、本日の会議を早退する届出がありました。

平松俊一議員の一般質問に関わる議事進行について、議会運営委員長の報告を求めます。

中川友規委員長。

○議会運営委員会委員長（中川友規）　平松俊一議員の一般質問に対する土木課長の答弁について、佐々木議員より議事進行がありました件について、議会運営委員会で協議した結果を報告いたします。

お手元に配付のとおり土木課長より発言取消しの申出がありました。

その結果、議会運営委員会では、直ちに日程に追加し、日程の変更を行い、この申出について審議をすることに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（木下　敏）　ただいま土木課長から発言取消しの申出がありました。

日程追加の議決

○議長（木下　敏）　お諮りいたします。

発言取消しの申出の件を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに発言取消しの申出の件を議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、発言取消しの申出の件を日程に追加

し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに発言取消しの申出の件を議題とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

追加日程第１

発言取消しの申出の件

―――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　追加日程第１　発言取消しの申出の件を議題といたします。

土木課長から一般質問の発言について、議会運営例規第１０４項の規定により、お手元に配付のとおり発言取消申出書に記載した部分を不適切な発言であったとの理由から、取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

この発言取消しの申出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、土木課長からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

土木課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

土木課長。

○土木課長（赤石　旭）　ただいま発言の取消しの申出の件につきまして、許可をいただき誠にありがとうございます。

このたびの申出につきましては、私の不正確な発言によるものであり、議員の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。これからも職務・職責に精励してまいりますので、御指導・御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

―――――――――――――――――――――

日程第５

一般質問

―――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　一般質問を続けます。

平松俊一議員の１問目の６番目の質問に対する土木課長の再答弁より入ります。

土木課長。

○土木課長（赤石　旭）　それでは、６点目について答弁いたします。

町発注公共工事参加事業者の経営事項審査の社会貢献事業についてですが、経営事項審査とは、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査になりますが、申請先は国土交通大臣または都道府県知事となっており、経営事項審査の審査項目の中に、その他審査項目、社会性等の防災協定締結の有無で加点項目がございます。

６点目の説明は、以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

中断したので。１点目、私、再質問したのではなかったですかね、しましたよね。答弁からではないですか。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、町広報誌に「こうした問題は町内会に御相談ください」といった趣旨の掲載をしてはいかがかという内容の再質問でございます。

１点目についての再質問でございますが、相談内容は様々なケースがあり、一概に町内会が受けられるものとなっていないこともあります。

また、町内会の規模も様々であり、一様に対応することが困難である場合もあり、また、個人間のトラブルでお互いに相手が分かっているものであっても、役場に相談するケースがあります。こうした御相談が多々ございます。

町といたしましても、地域で解決すべきものについては、地域で解決いただくことが好ましいと考えております。そのことは住民の皆さんにも十分理解していただいていると考えてございますが、そこで役場にあえて相談する方は、役場という公的機関の後押し支援というものがいただきたいというふうに推察しているところでございます。

そこで、御質問の町広報誌や七飯町ホームページ、ＳＮＳなど、１点目、先にお答えした対応方法を、町民個々が抱える問題・課題につ

いて、様々な相談先をそういった媒体に掲載することで、一定の効果が周知、今後の町民の皆様が迅速に初期対応が開始できるようなことにつながればと、掲載することで考えてございます。

町といたしましては、相談先の内容に応じて、町内会に御相談いただいてくださいとか、こういった機関に相談してくださいと。または、役場で対応できますというような案内もしてございますので、今後そういった掲載については検討してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　１点目の質問は、問題が発生したときの対応についてということで、再質問の聞き方が広がってしまった感があるのですが、ちょっと戻りまして、各課にいろいろこういう苦情というか、処置をお願いしますという件数はどのぐらいあるものなのですか。各課で、うちにはこのくらいあるとか、その数字を１回教えてもらいたいなと思ったのですけれども。

○議長（木下　敏）　通告にない部分は、今。

○１０番（平松俊一）　出ませんか。分かりました。

○議長（木下　敏）　再質問をもう一度お願いします。

○１０番（平松俊一）　分かりました。今後どうするかというのは、もう少し力を入れたいという答弁だったので、１点目は終わりたいと思います。

２点目、町内会に委託できるということの質問ですが、これは考えていないという結論だったと思いますけれども、それは間違っていないですね、答弁としては。

それで、再質問いたしますが、先ほども読み上げましたけれども、町の計画書に書いている文章というのは、何年も前から、「地域の課題を自ら解決することのできる住民自治の地域づくりを進めていく必要がある」というふうに理事者側はうたっているのですけれども、でも、委託という言葉がちょっと、大きな事業というのが委託になるのかもしれませんけれども、軽微なものを、何でも役場に言ってこないで地域の人にやってもらうという趣旨での質問をしていますが、そこと町の総合計画の文章とは私は乖離していないと思うのですけれども、考えていないという答弁が出てきたのはちょっと困るのですけれども、もう１回そこを説明していただきませんか。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、２点目の御質問の町内会に委託できる環境保全事業についての委託ということでございます。

現在、総合計画にも「協働」という形で、町民と町の協働という趣旨のものは記載しております。そういった中の環境保全事業に関する主な活動といたしましては、やはり七飯町の活力あるまちづくり推進事業を利用して、今も実施していただいているところでございます。

また、さきに福祉課長も答弁したとおり、要援護者支え合い事業とかで町内会等という形でお仕事、そういった地域の解決ということについては実施してございますので、第５次総合計画にある町民との協働の部分では、そういった部分では実施しているという形でございます。

また、御質問の中にもありましたように、委託という形をとりますと、なかなか町内会によっては受けられるところ、受けられないところとか、いろいろと多分出てくるかと思います。

また、町民の皆さんが町内会とかに相談した場合でも、町内会長、町内会役員から役場のほうにそういった御相談等がございますけれども、いろいろな町民の、地域の方々の御相談を受けて、どうしたらいいのだという形の御相談があった場合には、私どもから町内会の役員、会長にアドバイスをしたり、これはこっちのほうに相談したほうがいいのではないかという形で、いろいろと協力しながら、地域の環境保全に対する、そういったお困りを抱えている方についての解決を図っているというところでございますので、大きな意味での町民との協働とい

う形はやってございますので、委託というくくりの部分については、今の体制のまま協働していきたいと考えてございますので、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

毛虫が去年、今年、大分出まして、私のところにも電話が来ました。それで、役場のどこが窓口なのか分からないので、交換手に「毛虫のことで」と言ったら「環境生活課ですね」ということで、交換手が一番分かっていらっしゃるみたいなのです。そういうふうに窓口がはっきりしていることというのはなかなか難しいですね、またがりますから。土木のことなのか環境のことなのか、都市計画のことなのか。その辺、受入れ側として工夫が必要ではないかと思いますので、考えていただきたいと思っています。

美化とか清掃とか、特に道路、玄関に枝が出ているとか草がいっぱい生い茂っているとか、そういうものを想定しての質問なのですけれども、本当にそこを通る人というのは近所の人なので、近所の人が何とかしてくれれば一番いいと常々私は思っています。

それを、業者の仕事をなくして町民にやらせるのかという考え方、表現をする方も出るかもしれませんけれども、基本的には、やはり自分たちの町を自分たちでやるという主になる流れをつくる必要があると思うのですけれども、その辺のことというのは、今度、総合計画をつくり直すときに必要になってくると思うのですけれども、ここ、町長の答弁だけいただけないですか。こういう細かいことに対して、どういうスタンスでいかれるのか、今まで割とぼやっとしていて、はっきりしていないのです。その辺どう感じていますか。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　ただいまの御質問ですけれども、従前から七飯町の地域の環境衛生を含めて、窓口として環境生活課に生活環境係という窓口がございます。そちらに御相談された場合に、例えば今、毛虫のお話が出ましたけれども、毛虫のお話であれば、こちらのほうで毛虫が出ている場所、御自宅なのか、それとも近くの公園なのか、それこそ個人のものなのか公共性の、役場で管理しているものなのかというような、管理者の部分も特定しながら、場合によっては、基本的には現地で確認して、そちらの管理者にお願いする、あるいは町の公共施設であれば、町の管理しているそれぞれの担当のほうで、そこの部分をきちっと対処するという形の中で、町民からの御相談に関しては、基本的には、今言った環境生活課でお受けして、そこで担当部署などを確認した上でつないでいくという形で、今現在、仕事をしております。

先ほどから御質問で言われている住民の皆さんとの協働のまちづくりという部分では、今、環境生活課長からも答弁ありましたが、活力あるまちづくり助成金という部分で、環境生活保全のメニューがありまして、それらというのが、基本的には公共施設、道路あるいは町の児童公園とか都市公園とか、町内会の地域にある公共施設の管理について、そこにお住まいの皆さんが、御自身の意思というかボランティア活動の中で、公共施設の管理も協力してくれると申出していただいた場合に、活力あるまちづくり助成金、必要な道具だとか燃料費、お茶、お菓子程度のものの経費を助成するという形で、自主的に施設の管理をしていただいているということもございまして、こういう部分でいくと、これは従前から引き続いて、今でも協働のまちづくりという部分では、変わりなく継続してございますので、これについては続けていきたいと思っております。

しかしながら、先ほど全体の答弁もありましたけれども、やはり地域活動をされる担い手といいますか、町内会だとか各種ボランティア団体も含めて、シルバー人材センターの方々もそうですけれども、やはり高齢化というか、大分人員の確保も難しくなってきているという形の中で、どういうふうにそういうところをサポートしていくのかということがこれから大事に

なってくるのかなと思いますけれども、公共施設自体も、そこの地域でお使いになられている皆さんが愛着を持っていただいて、管理をしていただくという申出があった部分につきましては、そのような形で町としても助成金を出しながら活動していただいているということで、町のほうから直接、そこの地域をこの町内会に委託して、きちっと管理してくださいというような上からの押しつけみたいなことではなくて、地域の皆さんが地域活動として、私たちでできることはやりますと申出ていただいた部分に関しては、これまでもこのような活動をしてきている状況でございますので、そういう地域の皆さんの意識が、引き続きそういう形で御協力していただけるということを私たちも期待をしながら、協働のまちづくりという部分は、それぞれがやれる範囲でお互いに、行政も協働して進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　七飯町活力のある推進事業というのは、もう大分前からあるのも知っていますし、予算も２００万円前後ぐらい毎年、前年度の実績で組んでいるというのは分かるのですけれども、これをもう少し推し進めるためにどうなのかという質問でしたので、先に進ませてもらいます。

今、町長の答弁でもありましたけれども、３点目で、シルバー人材センターとの共生という質問をしました。人がいないという、さっき答弁がありましたけれども、登録している方は１００人くらいいるのだそうです。実質動ける方は３０人くらいかなと理事長はおっしゃっています。

例えば植木なんかが伸びてきたので、前は結構シルバーの人に頼んでやってもらったのですけれども、今は１人か２人しかいないということです。それも大変なのだと言っていました。

そこで、お聞きしたいのですけれども、シルバー人材センターの売上げはやはり伸ばしたいですけれども、登録する人が減ってきていると。そこで、今１問目、２問目で聞いていることなのですけれども、例えばシルバーの人が「この枝をこうやって切るのです」みたいな指導をしながら、そこの町内会の人が、個人の家なのか、公園はやる必要はないと思うのですけれども、何軒かまとめて、指導員としてシルバーの人に来てもらって、町内会の人たちが御自分の家のところをやるとか。

今、シルバーというのは、物をやる組織なので、指導するということは多分入っていないと思うのですけれども、これは町が経営しているわけではないのですが、そういうことを含めて共生という質問をしていますが、この点について再答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　質問の内容について、シルバーとの共生という部分で、先ほど１問目の中でもお答えしたとおり、高齢化が進む中で、成り手不足に組織自体も困っているような状況という中で、議員が今、御質問にありましたとおり、指導する立場ということで、そういうことの可能性を何か考えることができないかという部分でございますけれども、先ほど答弁の中でも、会員数が１００名程度、昨年の実績でいいますと、会員登録数が１４１名おりまして、そのうち１２２名の方が７０歳以上の高齢ということで、高齢化率も７０歳以上の方の構成が８６．５％あるような状況です。その中でも事務方対応であったりとか、現場の対応ができる方、また、ここで数が絞られていくわけですけれども、現状、運営の中で作業をすることが厳しい状況であるということも、現実問題としてある中で、指導だとか、その辺はまた、組織の運営とは若干異なるような内容になってくるかと思いますので、そこは、それが可能かどうか、その辺は私たちのほうから言えることなのかどうか分かりませんけれども、そういう情報共有で、情報をいただきながら、そういうことが反映できるかどうかというのは聞き取りで、今後取り組んでみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

４点目は、あまり町内会の組織がなくなったというところは、数えるほどしかないということなのですけれども、私たちはどうしても町内会という組織というのが一番分かりやすかったのですけれども、例えば植木の剪定をする人たちのグループだとか、ある程度小型機械を持っているとか、トラックを持っている方たちが何人かで、どこかの仕事を半分ボランティアのような感じでやっていくとか、町内会の組織でできれば一番いいですけれども、そういうふうにできないところは、グループ化するお手伝いを役場が進めるとか、そういうお考えがないのかということを再質問させてもらいます。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　グループ化を促進するという御質問だったと思いますが、先ほど来、まちづくり助成金ということで、当課で担当する助成金についても説明があったと思いますけれども、対象団体といたしましては、任意団体ということで定めさせていただいておりますので、もし町内会がない地域等で、例えば草刈りする会みたいな感じで団体を立ち上げていただければ、そういうものにも対応いたしますし、御相談に乗っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

大分具体化してきましたので、ばらばらになっている人たちが少しでもまとまると、それに対して町のほうの予算づけもできるということが分かってきました。

５点目のところで、町道と生活道の違いについて答弁をいただきましたけれども、住民から見れば自分の家の前の道路というのは全部町道だと思っている方のほうが多いです。

それで、毛虫の話をまた例に挙げますが、個人の土地から枝が出てきて、その枝にいっぱい毛虫がついていると。それが自分たちの持っているはしごでは届かないので、何とかしてくれという話が最初に私のところに来たのです。それで役場に話、申し訳ないですけれども振らせてもらいました。町の直営の手がやることも可能なのでしょうけれども、できれば御自分たちでやってもらいたいということも併せてその方には私はお伝えしたのですけれども、この辺、何かはっきりと、６１１路線が町道と、生活環境道路というのが１５線と言いましたか、数はいいのですけれども、その違いというのは住民の方はほとんど分かっていらっしゃらないと思うのですけれども、この辺、何か知らしめる方法というのはお考えになる必要はないでしょうか。はっきり土木課が管理している道路だと言えないところもあるのでしょう。生活環境道路というのは、やはり土木課が行くのですか、ちょっとそこは私も分からないのですけれども、答弁をもう一度お願いします。

○議長（木下　敏）　土木課長。

○土木課長（赤石　旭）　先ほどの生活環境道路につきましても、町道と同様の維持管理をしております。先ほど議員おっしゃいましたとおり、町民の方にしてみると、町道、生活環境道路との違いは当然分からないかと思いますが、町道認定された町道、生活環境道路につきましては、維持管理という区分では、特に区別することなく同じような維持管理をしております。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　なかなか話が進まないので次に行きます。

　これを見た人たちから、ぜひ理事者側のほうにいろいろ文句ではなくても、違うのではないのかと言っていただけると有り難いのですけれども。

　７点目で、ボンティアポイント制度をもっと推し進める必要があるのではないかということ

を聞きました。１時間当たり１ポイントつくとかと具体的な説明を受けましたけれども、あまりボランティアポイント制度というのが、福祉が２５０件くらいあったと。私はもっと増えていくものかと思って、何年前でしょうか、ボランティアポイント制度というのをやれないかという質問を、もう十何年か前に行って、できた制度だと思っているのですが、あまり利用されていないと。

それで、８番目と共通するのですが、今、マイナンバーカードを、病院なんかに行くと顔認証します。あのカードリーダーというのは二、三万円で買える機械なのです。ただ、その先のソフトウェアがどうなっているかはちょっと分かりませんけれども、例えば、今は社会福祉協議会に１回１回書類申請を出すのです。こういうことをやりたいと。ほとんど否決されることはないと思うのですけれども、普通にカードリーダーを持っていって、今日午前中に、例えば草刈りやるとか何とかといったら、ピッピッやっていくと、それがちゃんと積算できて、それぞれの人にポイントが加点されるとか、今すぐやれという話ではないです。

そういうことを考えていくと、例えばマイナンバー制度、カードを作っていない方も結構いらっしゃるはずですし、ボランティアのポイント制度というのもあまり普及してないというのが私の見方なので、一緒にそういうやり方ができないかというつもりの質問なのです。

７点目と８点目、再質問ということで、お答え願いたいと思います。

○議長（木下　敏）　福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹）　それでは、今の御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でもマイナンバーカードの活用というのは、今後いろいろな形で今モデル事業も進んできておりますので、活用方法は、そのボランティアポイント以外でも様々広がっていくものと思われます。

今、現状でも自治体マイナポイントという形で、直接マイナンバーカードをかざす形ではないのですが、スマートフォンにインストールした専用アプリでポイントの管理を行って、ポイント還元をする際に、マイナンバーカードを使ってキャッシュレス決済サービスが受けられるような形を導入しているような自治体もございます。

町としては、まずはマイナンバーカードを活用するかどうかという以前に、スマートフォンを活用した形でのポイント管理というものが、例えばボランティアにとって便利なものなのか、あとは委託事業者にとっても事務負担の軽減につながるのかといった観点から、いろいろＩＣＴの活用についても今後検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

函館市で公共交通に乗るときに、イカスモニカカードというのを支給して、それに７，０００ポイント入って、随分利用率が進んだのです。今はないですけれども、それを利用することでポイントの加点もあるというのがありまして、例えばボランティアポイント制度の推進、それからマイナンバーカードも作っていない方もまだかなりいらっしゃる。これを同時に推し進めるのにいい考えではないかということで質問をしましたので、確かにスマートフォン何だというのもあると思いますけれども、基本、まだまだマイナンバーカードを作っていらっしゃらない方がいるので、自分でカードをやるとポイントがどんどんたまっていくという楽しみとして、やりやすいのではないかと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

９点目に入りますが、今までの８項目の流れで大体想像はつくかと思うのですけれども、子どもたちにまちづくりのための実習活動というのですか、プルタブも随分昔からやっていらっしゃいます。それから一斉清掃みたいなものもやっていらっしゃいます。

ただ、イベント的なのです。日常的に、やはり自分の住んでいる町に自分がどういう貢献をしていかなきゃいけないかということを身につ

けてもらうための活動が必要だということで９点目の質問をしているのですが、その点、学校現場としてどういう対応が可能なのか、それから町長がどんなふうに考えていらっしゃるのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下　敏）　学校教育課長兼学校給食センター長。

○学校教育課長兼学校給食センター長（柴田憲）　それでは、お答えしてまいります。

こういったまちづくりの実習活動に学校がどのように取り組んでいくかということでございますけれども、環境学習、環境に対して子どもたちが行うことというのは、非常に最終的には地域を知るということにもつながって、大変すばらしいものであると認識しております。

こちらは学習でありますので、各学校で地域の特色等もございます。それぞれの学校のそばのといったことで授業として取り組んでおりまして、児童生徒が自ら意見を、児童生徒の意見を反映させたりして、そういったニーズに対して、すぐにできるかというとなかなか難しい場合もあるかもしれません。また、授業として取り組んでおりますので、なかなか年間のスケジュールの中で即応できるかというのはなかなか難しいと思います。

ただ、ほかにもボランティア活動といったこともしております。私ごとに対する実習活動というのはなかなか難しいと思いますけれども、例えば公共的なものに対するボランティア活動であったり清掃活動であったり、授業での取組は可能であると感じております。

ただ、こちらのほうも、あくまでも学校のスケジュールがありますので、もしそういったことを検討できないかということであれば、学校なり教育委員会のほうで、そういうニーズがあるのだけれども、そのように考えられるかということは学校のほうにお伝えすることはできるかと思っておりますけれども、ちょっと組織的に、継続的にニーズに応えていけるかというところは、今、私の口からはなかなか難しいとお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　学校があるとき、できる限り私は見守り活動をさせてもらっているのですが、子どもたちはいろいろなものを拾って届けてくれるのです。割れたホイールキャップだとか、どう見てもキーホルダーで、チェーンが切れてしまっている先っぽだとかを持ってくるのです。「おじさん、落ちてたよ」と。持ってこないでくれというのが本心なのですけれども、やはり拾うということは、こういうことにつながるのかどうかは別にしまして。

要は、お聞きしたいのは、子どもたちがまちづくりにつながるような、大げさに言えば感性です。自分たちの町をきちっと守っていくという動機づけをするのには、小さいうちからごみを拾ったり何なりするということは非常に大事だと。今までもやっていらっしゃるのでしょうけれども、それをもう少し発展的にしっかりできないかということなのですけれども、町長のお考えはいかがですか。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　学校教育課長も答弁しておりますけれども、今ある学校の日程の中で、総合的な学習の時間ということもありまして、地域に出て地域の方々と交流して、地域で育て上げるというような教育も、一時代に比べるとまた多く機会を設けているという状況にもなってきてございます。

また、昨今では、学校全体ということでもなくて、ボランティア部だとか、地域に対して貢献をしたいという子どもたちが集まったボランティアに関するクラブ活動なんかも、高校にもありますけれども、中学校にもそういうものもある学校もありまして、やはり自主的にといいますか、イベント的なものに参加する中で、自分の心の中にそういう気持ちが芽生えて、自らも率先してやりたいという形で成長されるということが好ましいことだと考えておりますし、お仕着せというか、きっかけづくりというのは大事でございますけれども、そこで自分たちの気持ちを高めながら、参加していきたいという自主的な気持ちを育てるような教育環境という

ものを私どもは進めていきたいと考えておりますので、そういう形で御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　それでは、大綱２点目に移ります。

次期、第６次七飯町総合計画の策定についての質問であります。

１０年ごとに行われている総合計画の見直し作業に着手するに当たり、基本的姿勢と具体的事例を想定した策定が必要と考えましたので、この質問をしております。

この総合計画は住民にとってどのような存在なのか真剣に考えるべきで、子どもたちを含む全ての町民に向けた発信と理解が求められると考えます。

第５次総合計画の役割として、住民と行政が共につくるまちづくりのための行動指針、町の最上位計画であり、七飯町の行財政運営の指針などと示し、令和２年には、中間年に当たることから、後期計画の見直しを策定しました。

今までは、「住みたいまち、住み続けたいまち」の実現に向けて取り組んできましたが、これからは食料やエネルギーをできるだけ町内で自賄いを目指す。こういうまちづくりが必要と考えましたので、以下の点について伺います。

１点目、町内で生産され消費される農産食品について。

２点目、町内で発電され、消費される電力について。

３点目、電力以外で町内に存在しているエネルギーについて。

４点目、第６次総合計画に「自賄い」を表すことについて。

５点目、町内のごみ処分方法を見直すことについてであります。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　１点目の町内で生産され消費される農産食品の自賄いについてでございます。

まず、農産食品の定義としまして、米、麦、野菜、果実などの農産物を原料として作られた食品全般を示し、これには、生の状態、生鮮農産物だけではなく、加工された農産加工品も含まれるものとされております。

道の駅などでは、町内で生産・加工された農産食品を販売しておりまして、道路利用者はもちろんですが、町民の方々にも提供できる販売拠点として機能していることから、御質問にあります農産食品の自賄いとしては一定程度の役割を担っている現状にあるものと認識をしております。

ただ、将来的には、国内における少子化の問題、あるいは生産者の担い手不足等の課題を鑑みれば、町内での生産及び消費という積極的な自賄いの仕組みづくりも備えとして考えていかなければならないものと思っております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　２点目についてでございますが、町内で発電されるものについては、本復旧工事中である七飯発電所の水力発電やソーラーパネルによる発電があり、家庭用等のソーラーパネルについては、町内において消費されているものもあると考えられますが、その他、町内で発電されている電力がどのように消費されているかは把握しておりません。

３点目についてでございますが、各家庭や企業が所有するものについては把握しておりませんが、電力以外の大規模なバイオエネルギーや地熱エネルギーなどは町内にはないと捉えております。

４点目についてでございますが、新たな特産品などを使用した商品開発や、ゼロカーボンに向けたエネルギー創出の推進などの施策の表記について検討できるものと捉えておりますが、自賄いという言葉遣いを計画に表記することは現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、５点目でございます。

現在のごみ処分方法については、七飯町リサ

イクルセンターでの中間処理、七飯町クリーンセンターでの埋立て及び１市９町で構成する渡島廃棄物処理広域連合によるクリーンおしまにての焼却処分となってございます。

次期、第６次七飯町総合計画策定時には、現在の七飯町にある中間処理及び埋立て、広域連合による焼却を維持しつつ、中間処理及び埋立施設に破砕機を導入するなど、ごみの減量化に資する取組を記載してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

自賄いという言葉は使わないということで、計画書はつくっていくという方針がまず分かりました。

大げさな話と聞こえるかもしれませんが、８０年前、日本は終戦を迎えたときに日ソ不可侵条約を結んでいましたが、国際条約にもかかわらずほごにされ、ソ連軍が北海道に侵攻を狙ってきたと。日本軍が防いでくれたので、今、我々はこの北海道で普通に暮らしていられるのですが、いつこういう目に遭うか、ウクライナなんかを見ると分からないということを想定して、大げさな話かもしれませんけれども、やはりある程度の一定量、この地域で自分たちで作ったものを自分たちで食べる仕組み、それからエネルギーを生み出す仕組み、こういうことを基本的に総合計画にうたうべきではないかということで２問目は質問をしています。

それで、１点目は、まず分かりました。

それから２点目です。前はバイオ発電というのがあったのですけれども、今はもうやめてしまっていると。町内に地下の熱を利用して発電をしたいとか、それから、雪の多いところですけれども、雪を集めて夏場に使う。それから、コンピューターに必要な熱を冷ます装置、野菜を冷やす装置、そういうような実験事例というのは道内のあちこちにあるのですが、こういうものを町内に呼び込もうという動き、お考えがあるのかないのか。１点目と２点目、併せたような質問になりますが、再質問させてもらいたいと思います。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　今、委員の話したバイオエネルギーについては、以前はありましたけれども、今、町内にはないということでございます。

規模の大小にもよると思いますけれども、今現在のところ電力以外のバイオエネルギー、地熱エネルギー、太陽熱というのも最近はあるようですけれども、そういうエネルギーに対して、具体的に町内に呼び込むという考えについては現在は持っておりません。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　１点目、２点目、３点目はカバーされました。

４点目の自賄いというのは現実的ではないと。そういう言葉は入れないという答弁がありましたが、先ほど言ったように世界情勢を見て、必要ではないかということで質問をしました。

それで、５点目まで飛んでしまいますけれども、町内、今は、先ほどの御説明にもありましたけれども、クリーンおしまに持っていっていると。これは１市９町でやっていらっしゃる仕組みと。

ところが、私個人の意見と言ってしまえばそれまでなのですが、あそこの議員を１年半ほどやらせてもらいましたが、この先、あそこでずっとやっていくには、七飯町の負担が減るどころか増えてくる可能性があるという印象を持ちました。今すぐという話ではないです。今すぐではないですけれども、将来的に七飯町は独自にやっていったほうが安上がりになる可能性もあります。これを今から調査・研究していく必要があるのではないかということで今回この質問を出しました。

５点目ですが、例えば各家庭にごみ収集できないかという質問、私以外の議員含めて何回もこの場で出ていますが、町としては、経費が３倍くらいになるという答弁が出ているくらい

で、検討した跡は見られないということなので、これはやはり真剣に考えるべきではないかと。

今、全部広域連合でやっていますが、あの修理費というのは莫大な修理費がかかってくるのです。年がいけばいくほど回数も増えれば、金額も増えるのではないかと私は思いますので、いつか自分で、自分のところから出たごみを燃やして、その熱源、電気を起こしたり、いろいろな利用方法を今から考える。それから埋立処分場も今かなりの額をかけて作らなければいけないという現実もあります。だからそれセットで、燃やす仕組み、集める仕組み、それから埋立処分をする仕組み、考え直すべきではないかという質問をしたつもりなのですが、できれば町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、今、質問があった集める、燃やすという形のところでございます。

まず、焼却施設についてでございますが、現在、先ほど答弁したとおり、１市９町で広域連合として、ごみを北斗市に集め、焼却しているところでございます。

また、修繕料についても、確かにあそこの設備についての修繕料は、施設的にはかなり複雑かつ大きい施設でございますので、１市９町で持っている修繕料というのは大きい金額になっているところでございます。

また、今現在のクリーンおしまについては、令和１４年までの稼働というところで、令和１５年以降のクリーンおしまの在り方については、今検討しているということで、連合からお話は伺ってございます。

そういった中で、今後どういった方式で、今、クリーンおしまの方式ではなく、例えば函館市のような方式にするのか、いろいろ議論は、中間として委託しながら模索していると聞いてございます。

また、クリーンおしまについては、議員が先ほどおっしゃったとおり、単独でもそうなのですけれども、現在のクリーンおしまでも燃焼しながら発電を行っており、クリーンおしまは今、自分のところの電力の８割を焼却による熱で発電したもので賄っているところでございますので、そういった意味も考えますと、現在も七飯町で負担する分の電気代については、クリーンおしまの焼却したもので発電して、圧縮されているものと考えてございます。

また、国、北海道においても今、大きい施設については広域化を進めていて、焼却施設についても現在は循環型社会形成推進交付金についても、国、都道府県の方針に従い、広域化という形でございますが、なかなか単独で焼却施設を建設した場合に、その辺についての交付金の申請をした場合に認められるかどうかというのは厳しいところにあると感じてございます。

また、個別収集についても、以前に議員が御質問いただいたとおり、個別収集した場合かなりの金額が、委託費がかかるというところでございますので、そういった部分の財源についてもいろいろと検討しなければならないところでございますので、現在については、先ほど答弁したとおり、今後の焼却施設についても、埋立てについても、ある程度まだ計画段階でございますので、そういったところも含めて、今後よりよい、経費のかからない方法を模索しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　検討したいという言葉が出れば、それ以上のことは質問できないのは承知の上で、最後にもう１回だけお聞きしたいのですけれども、やはり自分たちの組織というか、自分たちの町の中でどうやることが一番いいのかということは真剣に考えておくべきではないのかと思います。広域連合ありきで進めば、それはなかなか新しいものというのは考えつかないと思います。

ただし、広域連合は、時間がたてばたつほど経費が増えていきます。それははっきりしています。１市９町ですから、町の人口がどんどん減っていますから、ごみも減ってくる。ただし、あれだけ大きい施設の修繕費というのは変

わらないですから、あの施設を運営していく上では。となると北斗市は七飯町にかぶってくるっていうのは誰が見てもはっきりしているので。だから今から検討しておく必要があるのではないか。

もともと学校なんかでは用務員が校内で出るごみを学校の隅に小さなボイラーみたいなものを置いて燃やしたりしていました。ダイオキシンの問題だ何だで、広域連合というのができてきたと。ただし、今はダイオキシンというのはそんなに怖いものではないというふうになりましたので、お金のかかる施設をいつまでも前提として、それにしがみつくという考え方ではなくて、２０年くらいたったら自分でやって、そこから８割くらいの電気を賄っているという説明でしたけれども、今は売電するくらいの焼却ボイラーもあるのです。だからそういうものを研究していくということを総合計画の中で考えたらいいのではないかということですけれども、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　私のほうから。

そもそもの話なのですけれども、今の焼却処分場、クリーンおしまにつきましては、今、議員おっしゃったとおり、ダイオキシン対策ということで、それまではそれぞれの町でそれぞれ焼却していたところ、あるいは埋立てしていたところと、ばらばらでしたけれども、ダイオキシンが出ないように対策する上で、今の１市９町のごみを１か所にまとめて焼却するのだという方式になってきてございます。

それはなぜかといいますと、ごみの焼却は、ダイオキシンが一番出るのが温度が低いところから上がるところで、１回１回毎日着火すると毎日ダイオキシンが出るということで、２４時間の焼却炉が必要だということで、２４時間の焼却炉を運営するためには、渡島全体のごみをまとめなければ２４時間ごみの焼却ができないということから今のクリーンおしまができて、運用されてきたという状況が一つあります。

また、ごみの分別につきましても、今９月号の広報で各戸に周知というかＰＲとか、御協力をお願いしておりますけれども、１０月からプラスチックごみの回収もリサイクルで始まりますということで、白い容器包装のプラスチックのごみ袋の中に、今度は洗面器とか、普通の家で使っているプラスチック系の小物から、道具みたいなものも一緒に合わせて出してくださいということで、焼却するごみから、プラスチックのごみが今度はリサイクルごみに切り替わるということで、科学の進歩もございまして、ごみのリサイクルの分別するものも大分増えてきているという状況になってきておりまして、そういう意味では、焼却ごみの中でいきますと、最後、家庭からの食べ物の食べかすだとか料理した残渣とか、そういう生ごみの処理がありますけれども、生ごみの処理についても今後分別できる可能性もあるということで、できる限り焼却するものを少なくして、再利用できるものは再利用して、循環型社会を目指していくということもございまして、ごみにつきましては、廃棄物処理計画というものを含めて、そちらのほうでごみを専門に、今後のごみ処理の方向などの計画をつくっておりますので、その中で、日々進化するごみのリサイクル対応と、それから処理についてきちっと議論しながら、進化させていきたいと考えているところでございます。

それから、クリーンおしまにつきましては、耐用年数がもう少しで来るということで、令和１４年までの稼働という中で、今から、次にどうするのかという議論も始まりましたので、その中で、それぞれ単独でやるのか、また、今までどおり一緒にやるのか、あるいは近隣の、ここに大きな都市が、函館市が隣にあって、そこは単体で独立して大きなごみ処理をしていますので、そういう部分も含めて、今後どういうふうに焼却するごみの処理をしていくのかというのは、その中で、令和１４年までの間の中できちっと議論しながら計画を立てていきたいと考えているところでございます。

ごみの分別、できれば循環できるものは循環していくという形で、リサイクルの品目も増やしながら進めていきたいと思いますので、町民

の皆さんの御協力を得ながら、議員の皆さんからの御意見も踏まえながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

２時１５分、再開します。

午後　２時０２分　休憩

午後　２時１５分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の３問目の質問から入ります。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　大綱３問目に移ります。

町内における水資源確保の将来像についての質問であります。

最近は、異常気象と言われる事象が世界各地で頻発し、気温上昇に伴う永久凍土の融解による土砂崩れが発生したり、山岳地帯の氷河が減少する、あるいは洪水や山火事の多発など、今までに経験してこなかった現象が増加しているようですが、それらの直接原因は明確にはなっておりません。

七飯町の面積のうち６割以上が森林地帯であり、そこから供給されているきれいな湧水のおかげで我々の生活が成り立っているが、この有り難い状況を末永く次世代へも残していくための努力は、残念ながら行われているとは言えません。

土地の所有者を問わず、豊かな森林があるからこその生活環境で、今後何世代へも引き継がれるための方策を確立すべきと考え、次の点について伺いたいと思います。

１点目、町内で湧水につながる森林の管理状況の把握について。

２点目、町内森林部の土地所有者について。

３点目、森林環境譲与税の使い方について。

４点目、国、北海道、町、民有林の管理に関する協定を結ぶことについて。

５点目、水資源確保につながる新しい協定をつくることについて。

６点目、町条例に水資源確保に関する新しい条文を作成することについてであります。

○議長（木下　敏）　農林水産課長。

○農林水産課長（松本博和）　それでは、１点目につきまして、農林水産課からは、七飯町森林整備計画に基づいた町内の森林整備方針についてお答えいたします。

七飯町の森林は、七飯町森林整備計画に基づき、水源涵養機能の維持・向上を目的として、水源涵養林の区域を設定しております。

さらに、その区域のうち水資源を安定的に供給するために、特に保全が必要な部分を水資源保存ゾーンとして指定しております。この水資源保存ゾーンと重複する形で、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林も指定しております。これにより、伐採が行われた場合でも確実に植栽を実施し、水資源が持続的に維持されるよう努めております。

加えて、天然生林の保全や森林法に基づく保安林制度の適切な運用を通じて、水資源を涵養する機能を持つ森林の保全に取り組んでおります。

２点目につきましては、令和５年度北海道林業統計の面積では、町内の森林面積は１万２，７６２ヘクタールです。内訳は、国有林が３，４７７ヘクタール、道有林が２，５７２ヘクタール、民有林が６，７１３ヘクタールです。民有林のうち町有林は１，１４８ヘクタールで、私有林は５，５６５ヘクタール、約９００人の土地所有者となっております。

３点目につきましては、町では森林環境譲与税を活用し、森林所有者の負担をできるだけ軽減するために、国や北海道の補助制度に上乗せをして補助を行うなど、森林環境の整備促進や適切な森林管理が進むよう支援しております。

また、平成３１年度から施行された森林経営管理制度により、森林所有者の経営管理に関する責務が明確になったことを踏まえ、所有者の意向調査も実施しております。そのほか、木材利用の促進や木育事業などによる普及啓発にも

取り組んでおります。これらを総合的に進めることで、森林の持続的な管理と地域の林業振興を図っております。

続きまして、４点目につきまして、森林整備推進協定についてお答えいたします。

森林整備推進協定とは、国有林と民有林が連携して効率的な森林整備を進めるために、森林管理署が地方公共団体や民間企業などと締結する協定で、施業の集約化や効率的な路網整備による低コスト化を図り、持続的な森林経営を推進することを目的としております。

協定を締結した事例では、国有林に隣接する民有林を森林共同施業団地として設定し、路網整備などを協調して行うことで、民有林と国有林が連携して効果的な森林整備を実施しているケースもあります。

現時点では、協定の締結につきましては考えておりませんが、今後は他自治体の状況や先進事例を参考にしながら検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下　敏）　上下水道課長。

○上下水道課長（庭田昌輝）　私からは、水道事業の運営に関わる水資源の確保について、１点目及び５、６点目について御答弁申し上げます。

町では、湧水に関係する森林について、国有林、道有林、町有林、民有林ごとに、可能な限り各管理主体と情報共有を図っております。

特に横津地区につきましては、北海道水資源の保全に関する条例に基づき、水資源保全区域として北海道から指定を受けており、水源周辺における適正な土地利用の確保を図る取組が行われております。

こうした指定地域を含む水源涵養地域については、水質・水量のモニタリングや土地利用の変化に留意しており、今後も引き続き森林と水環境の関連に着目した水資源の保全に努めてまいります。

５点目、６点目については、一括して御答弁させていただきます。

先ほど述べた道条例に加えて、開発行為そのものを規制するためには、町独自の条例という形で、資源保全の基本方針や行動規範を明文化することは有効な施策であると認識しております。

実際に道内の他自治体においても、独自に条例を制定し、実効性の高い制度運用がなされている事例もございますので、当町においてもこうした先進事例を参考に、七飯町の実情に合った水資源保全に関する新たな条例制定について、その必要性も含めて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　５点目に関連しますが、協定ではございませんが、北海道では平成２４年に、北海道水資源の保全に関する条例を定めており、当町の横津地区などを含めた道内の水資源保全地域内の土地取引行為をする３か月前に、土地の売り主が届出を行うこととなっております。この届出を受けた場合、北海道は、市町村に届出に係る写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めることとなっております。

なお、市町村意見の内容により、必要な場合は届出者に助言を行うこととしています。

また、届出のないもの、または虚偽の届出を出したものに対し、届出すべきこと、または届出内容の是正をすべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は、その旨を公表することができることとしております。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

今回、一般質問の原稿を出した次の日だったのですが、新聞報道で、ニセコ町で町水源の裁判が行われていると。それに対して町民の５２％の署名をもらった。そのほかに二十何万筆、インターネットで「指示をする」という署名が集まったという記事が出ていました。

結局、ニセコ町もやはり水の管理をしたいと

いう思いでいろいろやっていたのですが、なかなか法の合間をかいくぐるようなやり方だったのか、詳しいことは分かりませんけれども、実際にトラブルが起きてしまっている事例というのは幾つもあります。

規制をしていたのですけれども、例えば釧路の湿原では、全然違うわけでもないのですが、太陽光パネルが資源をどんどん埋めていっているというのもありますし、白老町でも森林伐採が届出の趣旨だったのですが、いつの間にか太陽光パネル設置に変わってきていると。これも今、住民運動が起きています。

今回のこの質問というのは、我々の飲み水というのは、ほぼ横津岳から出てきている水を使っています。一部、仁山とかの水源が違うのでしょうけけれども。

御説明にありました北海道の保全地域に指定されている場所というのは、面積でいったら１％しかないのです。町の森林面積が全部で１万２，７００ヘクタールでしたか、そのうちの１％が一番、我々が飲んでいる水の水源の大きいところの保全地域と、昔、キャンプ場、スキー場があった横津の谷合いから出てきている水を押さえていると。しかしこれも本当に守り切れるのかどうかという心配があるので、今回この質問をしています。

それで、御答弁の中にもありましたけれども、自治体が独自で条例を決めて、ニセコ町なんかを見れば、罰則規定まで設けているというのもあります。そういうものを参考にしたいという答弁がありましたので、その辺もう少し詳しく、再質問させてもらいますけれども、横津岳の水源を守っていくと、これをベースにしたときに、例えば、農家の方が持ってた土地が、もう農家をやめたので、その山は要らなくなったので売りたいという方が結構いらっしゃる。そういうところを買う方もいらっしゃって、買った後に、例えば全部木を切ってしまって草地造成をする。草地造成というのは、届出するだけで、規制はできないのです。斜面であれ平地であれできるのです。これがもしどんどん進んでいくと、本来、山に水をためられる機能が落ちてくると。今すぐではないです。１０年、２０年、どんなペースで進むか分かりませんけれども、最悪のことを考えていくと、水がすぐ足りなくなる可能性だってあるわけです。

ですから、そういうものを前提とした規制を今から考えておかなければいけないのではないのかということで、一番最初にがんと大きい規制をつくるのか、少しずつ変えながらやっていくのか、これは首長の考えになってくると思うのですけれども、私はこの山を守っていく条例が必要だということで今回の質問をしています。

例えば、ニセコ町は、その土地の中から１日に１０トン以上の水をくみ上げるということに関しては許可が必要だということをやっています。１０トンといったら結構な量なのですけれども、それで罰則規定もあります。これは、ニセコ地下水保全条例ということで、許可が必要ですし、立入検査もできる。それから停止命令も出せる。罰則規定もある。こういった条例を持っています。多分、北海道で一番最初にこういう条例をつくったところだと思うのですけれども、そこですらいろいろ問題が起きて、防ぎ切れないようなことも起きてきているということですので。

横津の山というのは確かに広くて、地権者も９００人からいらっしゃるということなので、この人たちと１回、全部に会えるかどうかは別にしまして、七飯町の水を確保するために、いろいろな意味で協力をするというような協定を結べないかというのがまず一つです。

例えば土地を売って、地権者が変わったと。そのときにもきちんとそれが引き継がれることが必要だということを前提に質問をするのですが、森林環境譲与税の使い方の中で、今までは意向調査というのをやってきているわけです。

この間、担当課長に聞きましたら、まだまだ大分残っているのです。意向調査の相手を見つけるのが大変な状況だということで。それはどこの自治体もみんな苦労しているみたいなのですけれども、そういう状況を乗り越えて、我々の次の世代、さらにその先の世代まで、いつま

でもそのきれいな水を確保するための条例というのを今からつくっておく必要があると考えます。

そこで、具体的にお聞きしたいのですけれども、何年か前にドローンを町で買いました。それは、熊を追跡するために買ったドローンで、今のドローンと比べれば全く性能が悪くて、１０分くらいしか飛んでいられないし、座標値も出ないというドローンなのですけれども、国有林、道有林、民有林、いろいろなものを全部含めて、横津の山を常に管理するということがまず必要ではないのかと思うのです。勝手に山を切り開いているのではないかとか。そういうことに森林環境譲与税というのは使えるのかどうか。使えないという返事はないと思うのですけれども、まずこれを最初にお聞きしたいのです。

○議長（木下　敏）　農林水産課長。

○農林水産課長（松本博和）　それでは、森林環境譲与税の使い方につきましては、現地確認のほうは、現在、森林情報システムによる状況把握に加えて地上調査や、森林環境譲与税で導入したドローンを使った空撮での画像の解析など、実際に実施しております。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　失礼しました。やっているのですか。この情報の処理の仕方というのは、どのくらいでまとめていらっしゃるのですか。横津の１万２，７００ヘクタールの全域をやっていらっしゃるのですか、それとも限られた地域だけやっていらっしゃるのですか。

○議長（木下　敏）　農林水産課長。

○農林水産課長（松本博和）　ドローンを使った空中からの撮影につきましては、横津岳全域というわけではなく、町内全域の被害とか、上空から確認しなければならない場合のみのドローンの使用となっておりまして、どこどこの場所の全域という場合のドローンの活用というのはしておりません。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　本来届出が必要な作業、例えば森林伐採をするとか、届出なしでやっていらっしゃる事例というのはあちこちで散見されるわけですけれども、そういったことを未然に防ぐ意味でも、例えば七飯町内の森林部分を１か月に１回ぐらい全域にドローンを飛ばして、それをＡＩが判断して、前回の調査から見ればこのところで木が切られているとか道ができたとか、そういう管理を必要があるかと私は思うのですけれども、そういうことまでは考えていらっしゃいませんか。

○議長（木下　敏）　農林水産課長。

○農林水産課長（松本博和）　現地パトロールにつきましては、森林変化の把握や違法行為の発見や、未然防止にも不可欠であると認識しておりますので、今後、定期的な巡回を継続して、ドローンを活用した森林の保全と適切な森林管理をする方向で考えていきたいと思いますので、御理解をお願いします。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　非常にいいことが分かりました。今までそういう調査はされていないと思い込んでいたものですから、それはありがとうございます。ぜひしっかり管理をしていただきたいと。

それと、そういう現地の調査と、地権者が変わっていくということに対して、どういう対抗措置があるのかということをお聞きしたいのですが、ニセコ町の例なんかを見ても、どんどん地権者が変わっていっていると。その途中での裁判が起きたりしていますけれども、実際問題、法務局に毎回行って９００人の地権者の更新情報というのを町が調査するといっても莫大なお金もかかるわけですけれども、何かこういったものを国の仕組みの中でうまくできるということはないのですか。リアルタイムに地権者が変わったことを町が、七飯町の中できちっと確認できる、押さえる仕組みといったことというのは可能なのでしょうか。

○議長（木下　敏）　農林水産課長。

○農林水産課長（松本博和）　町のほうでは、土地の所有者が変更された場合ですと、森林の土地所有者届出制度や国土利用計画法に基づく

森林の売買の届出、あと、固定資産税の課税状況などによって、森林の所有者を把握することができます。

また、森林管理者制度に基づく意向調査を送付しまして、宛先が不明で返送された場合などは、所有者の確認の調査も実施しておりますので、その時点で所有者が変更されたという場合もございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　たまたま地権者が変わったのが見つかるという可能性があるような説明に聞こえましたけれども、リアルタイムで押さえていく。例えば１年に１回、全部フィルタリングをかけて、途中で地権者が変わっていたら一覧表でここのところが赤く出るとか。やはり地主が変わっていく。

特に、今心配なのは、外国の方が土地を買われるということが割とあちこちで起きていると。外国人がみんな悪いという言い方は大変失礼なのですが。一番問題なのは、知らないうちに地権者が変わっている、そういう事態に対応できるかどうかという趣旨の質問です。もう一度答弁をお願いします。

○議長（木下　敏）　農林水産課長。

○農林水産課長（松本博和）　固定資産税の課税情報につきましては、年１回システムに反映されますので、それを基に現在と過去の所有者の変更の部分については、随時修正していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　タイムラグはきっとあると思うのです。税務署の情報ですから、どの時点で締め切ってやるのか、地権者が取得した時点ですぐ、例えば伐採の届出を出して、どんどんやってしまって、次の年になってから変わったのが分かったと。その人のところに、ここの場所は、七飯町の水資源を大事にしたい場所なので木は伐採しないようにお願いしますと言って、その現場を見たらもう木が何にもないとか、そういうことにならないように、情報管理ができないかという質問なのですけれども、税務署経由であれば、１年のタイムラグというのは絶対出てくる可能性があります。それはどうですか。

○議長（木下　敏）　農林水産課長。

○農林水産課長（松本博和）　町といたしましても、できる限り所有者の変更を早期発見する形で、情報を常に更新していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（木下　敏）　上下水道課長。

○上下水道課長（庭田昌輝）　私から御答弁申し上げます。

先ほど一番最初の答弁で申し上げました北海道水資源の保全に関する条例なのですけれども、こちらでは、議員おっしゃられたとおり、現在のところまだ１％という状況なのですけれども、こちらの水資源保全区域として北海道から指定を受けていると、所有権の移転がある場合、土地所有者は３か月前に届出を北海道に行い、その通知が市町村に来て、それで審議会等で十分な意見を聞いて、助言等を行えるような仕組みとなっております。

ただ、こちらの保全地域に関しては、現在のところ、まだ横津の上流しかないのですけれども、そちらの水資源保全区域のほかの部分も増やしていく方向も検討したいと考えておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　今の答弁が一番欲しかったところなのですけれども、結局、横津の山の９９％は、水資源保全地域には指定されないということなのです、今。国有林、道有林、民有林、いろいろあるのですけれども、水資源を確保しなければいけないと北海道が決めたのは僅か１％しかないので、そこを七飯町が独自で横津の山全部を、北斜面のほうも含めて、水源の保全地域と指定するのは確かに無理があるかもしれませんけれども、その前段階として、地主に、七飯町と七飯町民のための水資源を確保する協定書くらいは結べないかという質問なのですが、町長、副町長、いかがですか。

○議長（木下　敏）　上下水道課長。

○上下水道課長（庭田昌輝）　所有者が多数いるものですから、全ての所有者の方との協定となると、なかなか難しいと思いますけれども、こちらについてもできる限り現状把握して、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　考えているというのは、それはいいのですけれども、そういうふうにやっていきたいという意思を町長に聞いているのです。

これは、罰則規定を勝手につくって、破られても例えば逮捕権があるわけでもないし、なかなか難しいのは承知の上で聞いているのですが、やはり何世代にもわたって七飯の地できれいな水を守っていくために、今の行政として、山の水資源に関しては町民のものであるという意思表示をすべきだということで、まずは地権者と七飯町が協定を結ぶというところから始められないかという質問なのですけれども、そのお考えがあるのかどうかをお聞きしています。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　水源の部分を含めて、横須岳、仁山も含めて、指定している区域があります。

そしてまた、先ほどから農林水産課長も答弁しているとおり、水源涵養林という部分で指定している部分もございまして、その部分の森林の伐採だとかを含めて把握できる形になってございますし、そこから外れて、宅地化になっているような部分に関しましては、北海道の水資源の保全に関する条例で制定されておりまして、七飯町の区域も、先ほど１％程度だと言っておりますが、この部分を含めて、水源涵養林とこの部分を含めた区域については監視・監督していきたいと考えております。

道内でも、どこかの町で水源地のところが、別な意味で民地との関係のものがございまして、水源の確保ということで今運動が起きているということでございますけれども、今後、北海道の監視制度も含めて、涵養林の仕組みだとか、国有林、道有林、民有林も含めて、森林組合での管理もございますので、そういう部分での横の連携をしっかり深めながら、今の水源の確保、保全について取り組んでいきたいと考えております。

今後、北海道内の他市町村の状況を見極めながら、管理、確保については検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　よく答弁で使われる言葉が毎回出るのです。他市町村に倣ってと、見極めて、最初にやる勇気を尋ねています。旗振りをここからやるのだという話です。横津の山、これに集中豪雨でも何でも来ても、きちっと広葉樹、針葉樹がワンクッション受けて、それから伝って雨水が地表に落ちてもそんなに簡単には崩れないはずなのですけれども、木が皆伐されてしまいますと、まともに雨も当たる、直射日光も当たる、そこのところに今回のような集中豪雨が来ると土がすぐ流されてしまう。そういうことを防ぐ意味でも、広葉樹をできるだけきちっと管理しながら、山の保水力を高めていくと。どこかが穴が開かないようにするための協定、条例の制定、そういうことを考えられませんかということを聞いています。

だから、検討します。それに入るのかもしれませんけれども、できればそういうことを目指して、最初に、うちでつくるのだということができるのかどうかをお尋ねしていますので、最後に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下　敏）　答弁に入る前に、先ほどの平松議員の質問の中の答弁で、所有者の登記が行われたのは１年もかかるというような質問を仕方をしていたけれども、税務課長からきちっと、１か月に１回ずつ町のほうに来ているはずだから、それをこれから連携を取ってやるならやるときちっと答弁しないと、今の平松議員の、１年に１回しか法務局から来ないと言ったら法務局に逆に怒られるから、そこもきちっと答弁してください。

税務課長。

○税務課長（池田　晃）　先ほど一部の答弁の中に、１年という期間という尺がありましたが、登記済通知に関しましては、毎月、確かに税務課に通知が来ております。さらに言うと、登記済通知の電子化というのも実はやっている自治体がございます。迅速に土地の移動を把握するすべは既に確立されていますが、今後、関係する部署と必要な情報の共有を図っていきながら、必要な措置を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　今、土地の移動の状況についても答弁がありましたけれども、そういう意味では、道条例も含めて、監視体制にもございます。そういうものを今運用する中で、必要であれば対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　税務課長、ありがとうございます。必要があればではなくて、つくっておかないと守りようがないという事例がいっぱいあるので、先行して七飯町が初めて、そういう条例とか協定を結ぶということをやる気があるかないかをお尋ねしています。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　何回も同じ答弁になりますけれども、今現在、水源涵養林、あるいは北海道の水資源の保全に関する条例もございます。

それから、土地の移動に関しましては、先ほどから答弁しているとおり、法務局からの通知も含めて、町でも把握できるということでございますし、北海道で、土地の移動があれば、水資源に関する指定地の移動があれば、町の意見という形で意見を出すという形もございますので、今の道条例だとか涵養林の部分での運用をしながら、必要があれば考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　平行線だから、同じ答弁が２回来て、また多分同じことを平松議員は言うと思う。結局平行線で、要は検討して、先駆的にやるやらないってことを欲しいのは分かるのだけれども、もう２回同じ答弁。それは町長答弁ですので、全然違う質問であれば別ですけれども、また同じことを時間内でやるというのは好ましくないので、ほかにあるのであれば。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

道条例で指定されているのは、地番が決まって、面積も決まっています。さらに広げていくというお考えがないのか、最後にお聞きしたいと思います。できれば、北海道には国有地もありますから、そういうところに水資源を確保するための地域に指定していただけないかという働きかけをする考えはありますでしょうか。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　七飯町の森林整備計画に基づいた水源涵養林という区域を設定してございます。水資源保存ゾーンとして指定しておりますので、その部分と含めて、それ以外には、北海道の水資源の保全に関する条例というものを運用しておりますので、そういう部分で網をかけてございますので、その部分の運用をしながら、必要であれば考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　増やすお考えはないかという質問です。

○議長（木下　敏）　理解していないみたいだから、もう１回質問してください。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　北海道で指定している、町で指定しているのは分かりました。それを国や北海道に、もっと増やしてほしいという働きかけをするお考えはないかという質問です。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　私のほうで答弁しているのは、七飯町の森林整備計画に基づいて、水源涵養機能の維持・向上を目的として、水源涵養林の区域を町のほうで指定してございます。さらにその区域のうち、水資源を安定的に供給するために、特に保全が必要な部分を水資源保存ゾーンとして指定しております。これ以外に、また北海道のほうが指定している、宅地なんかの指定になっていますが、北海道水資源の保全に関する条例でもって地域指定している部分もありますので、そういう意味では大きく網をかけているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

議会運営委員会を開きます。

午後　２時５２分　休憩

午後　３時３１分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

平松俊一議員の一般質問に関わる議事進行について、議会運営委員長の報告を求めます。

中川友規委員長。

○議会運営委員会委員長（中川友規）　平松俊一議員の一般質問に対し、田村議員より議事進行がありました件について、議会運営委員会で協議した結果を報告いたします。

平松俊一議員に確認したところ、不穏当な発言であることが確認できましたので、議長職権において、関係する箇所を削除することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（木下　敏）　平松議員の一般質問１問目、６番の再々質問についての発言は不穏当と認めますので、後ほど記録を精査して、会議録からその部分だけ削除したいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　それでは、先ほどの部分は、議長職権にて、後日、会議録から削除いたします。

以上で、平松俊一議員の一般質問を終わります。

散　会　の　議　決

○議長（木下　敏）　この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

散　会　宣　告

○議長（木下　敏）　本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後　３時３３分　散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員